

優秀技能者等表彰実施要領

昭和53年7月25日制 定
昭和60年10月11日一部改正
平成6年7月21日一部改正
平成9年8月8日一部改正
平成11年7月21日一部改正
平成18年1月19日一部改正
平成30年4月11日一部改正

第1 趣 旨

この要領は、優秀な技能者を表彰し、認定職業訓練及び技能検定の推進についてその業績が極めて優良で他の模範と認められる事業所、団体及び功労者並びに技能尊重の推進についてその業績が極めて優良で他の模範と認められる事業所及び団体を表彰することにより、技能者の地位と技能水準の向上を図るとともに職業訓練の成果をあげ、本県産業発展に寄与することを目的とする。

第2 被表彰候補者

被表彰候補者は、県内に在住する県民並びに県内に所在する事業所又は団体であつて、次に掲げる区分ごとに当該各号に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

1 優秀技能者

- (1) その者の有する技能の程度が極めて優れており、県下を通じて高く評価されていること。
- (2) 11月1日現在において、現役の技能労働者として従事している者であること。
- (3) 後進技能者の指導育成に寄与し、又は技能に関する工夫・改善等によって生産性の向上に尽くした者であること。
- (4) 勤務成績・日常生活等において、他の技能者の模範と認められる者であること。

2 認定職業訓練功労

- (1) 事業所又は団体に対する表彰は、表彰する年度の2年前の4月1日以前に職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を開始し、かつ、次の事項に該当する事業所又は団体であり、認定職業訓練の実施状況が極めて優良で、他の模範と認められるものであること。
 - ア 労働基準法、労働安全衛生法等関係法令の遵守の状況が良好であること。
 - イ 当該職業訓練が的確に実施されており、かつ、関係訓練生の出席率が80パーセント以上であること。
- (2) 功労者に対する表彰は、認定職業訓練を行う事業所又は団体の事業主及び役員並びに職業能力開発校の校長又は職業訓練指導員であつて、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 認定職業訓練の振興・育成に多大の貢献をしている者であること。
 - イ 認定職業訓練に係る業務に10年以上従事している者であること。

3 技能検定功労

- (1) 事業所又は団体に対する表彰は、技能検定に関し永年にわたり多大の貢献があり、他の模範と認められるものであること。
- (2) 功労者に対する表彰は、技能検定委員として通算10年以上従事し、顕著な功献があったと認められる者であること。

4 技能尊重推進

- (1) 事業所に対する表彰は、技能五輪、技能グランプリ、技能祭、技能展その他の技能振興に関する活動、又は技能労働者の処遇、地位の向上に関し、永年にわたり多大の貢献があり他の模範と認められるものであること。
- (2) 団体に対する表彰は、技能五輪、技能グランプリ、技能祭、技能展その他の技能振興に関する活動、又は構成事業所等に対して技能労働者の処遇、地位の向上に関し、永年にわたり多大の貢献があり他の模範と認められるものであること。

第3 推薦手続

- 1 優秀技能者については、市町村長、認定職業訓練施設長及び民間産業団体の長が被表彰候補としてふさわしい者を、別表に定める職種ごとに1人選定し、第6の1に定める書類をもって知事に推薦するものとする。
なお、知事は、市町村長以外の者からの推薦に対しては、被表彰候補者の居住する市町村長にこのことについての意見を求めるものとする。
- 2 認定職業訓練功労及び技能検定功労については、鹿児島県職業能力開発協会長が被表彰候補としてふさわしいものを選定し、第6の2及び3に定める書類をもって知事に推薦するものとする。
- 3 技能尊重推進については、鹿児島県技能士会連合会長が被表彰候補としてふさわしいものを選定し、第6の4に定める書類をもって知事に推薦するものとする。

第4 被表彰者の決定

- 1 被表彰者は、推薦のあった候補のうちから知事が選考して決定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により選考を行うにあたっては、これを公平かつ適切に行うため、鹿児島県優秀技能者等選考委員会の意見を聴くものとする。
- 3 鹿児島県優秀技能者等選考委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

第5 表彰の方法

- 1 表彰は、人材開発促進月間（11月）の適当な日に行うものとする。
- 2 表彰は、知事が被表彰者に対して表彰状を授与して行うものとする。
- 3 被表彰者が、表彰を受けるために旅行する場合は、その者に対し旅費を支給するものとする。

第6 推薦書様式

- 1 優秀技能者については別紙1によること。なお、被表彰候補者については、技能の程度及び過去の実績を立証又は説明できる資料等（説明書、図面、写真、証書、新聞記事等）をできる限り添付すること。また、後日返還を要するものは明示しておくこと。
- 2 認定職業訓練功労
 - (1) 事務所、団体については、別紙2によること。
 - (2) 功労者については、別紙3によること。
- 3 技能検定功労
 - (1) 事務所、団体については、別紙4によること。
 - (2) 功労者については、別紙5によること。
- 4 技能尊重推進については、別紙6によること。

附 則

この要領は、昭和53年7月25日から実施するものとし、昭和53年6月24日から実施している「優秀技能者及び職業訓練功労者表彰実施要領」は廃止する。

附 則（昭和60年10月11日一部改正）

この要領は、昭和60年10月11日から実施する。

附 則（平成6年7月21日一部改正）

この要領は、平成6年7月21日から実施する。

附 則（平成9年8月8日一部改正）

この要領は、平成9年8月8日から実施する。

附 則（平成11年7月21日一部改正）

この要領は、平成11年7月21日から実施する。

附 則（平成18年1月19日一部改正）

この要領は、平成18年1月19日から実施する。

附 則（平成30年4月11日一部改正）

この要領は、平成30年4月11日から実施する。